

八洲学園大学 実習に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、八洲学園大学（以下「本学」という。）が開講する実習科目に関して必要なことを定めることを目的とする。

(履修資格)

第2条 実習を履修できる者は、原則として次のとおりとする。

一 博物館実習を履修できる者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 正科生（1年次入学）で、博物館実習を除く学芸員資格要件科目の単位を修得し、それらの単位を含む62単位以上を修得した者。
- (2) 正科生（編入学）及び科目等履修生で、博物館実習を除く学芸員資格要件科目の単位を修得した者。

二 社会教育実習を履修できる者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 正科生（1年次入学）で、社会教育主事講習等規程に定められている生涯学習概論、生涯学習支援論、社会教育経営論、社会教育演習・社会教育課題研究の単位を修得し、それらの単位を含む62単位以上を修得した者。
- (2) 正科生（編入学）及び科目等履修生で、社会教育主事講習等規程に定められている生涯学習概論、生涯学習支援論、社会教育経営論、社会教育演習・社会教育課題研究の単位を修得した者。

(単位数及び総時間数)

第3条 1単位時間の総時間数は、学則に基づき30時間とする。

一 博物館実習は、3単位（総時間数90時間）とする。

二 社会教育実習は、1単位（総時間数30時間）とする。

(事前指導室)

第4条 実習を履修する者は、まず「事前指導室」にて指導を受ける。「事前指導室」における指導の詳細は、各科目で定める。

(事前事後の指導及び学内実習)

第5条 事前事後の指導及び学内実習は、1回2時間の講義形式を標準とし、詳細は各科目で定める。なお、講義形式による指導は当該科目の総時間数の半分以上を超えないこととする。

(学外実習の時間数)

第6条 学外実習の時間数は、1日あたり8時間とみなす。ただし、宿泊型の場合は1泊あたり14時間、最終日は4時間とみなす。

一 博物館実習の学外実習は、6日間以上とする。

二 社会教育実習の学外実習は、2.5日間を標準とする。

(学外実習の実習先)

第7条 学外実習の実習先は、原則として、履修する者が自分で探すものとする。ただし、大学指定の実習先で実習をすることもありうる。

2 学外実習の実習先は、科目の担当教員と相談の上で決定し、本学を通して申し込む。

3 前項の申込は学長名の実習依頼状をもっておこない、実習先の指定書式がある場合はそれに従う。

(実習ノート、レポート等)

第8条 実習ノート、レポート等の作成時間は、実習時間を含めることができる。詳細は各科目で定める。

(学生による自修)

第9条 学生が自修するよう指導に努め、詳細は各科目で定める。なお、学生による自修は、実習時間を含めることはできない。

(実習中の事故と補償)

第10条 実習中の事故と補償については次のように扱うものとする。

一 実習中に起きた事故の責任は学生本人にあることとする。

二 実習を履修する者は、実習中の事故に備えて保険に加入するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附則 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附則 令和5年6月27日付で細則から規程に変更する。

附則 令和8年8月24日付で施行する。